

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年6月20日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 総務部長 飛田 良則
総務課長 会沢 義範 総務課長補佐 小泉 友哉
市民生活部長 玉川 一雄 環境課長 綿引 稔
環境課長補佐 荻津 厚緒 環境G長 鈴木 隆司
教育部長 小橋 聡子 学校教育課長 田口 裕二
学校教育課長補佐 生田目綾子 消防長 鈴木 将浩
消防本部総務課長 小田部茂生

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
…執行部より説明あり
- (3) 議案第41号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
…執行部より説明あり
- (4) 令和4年度那珂市公園墓地管理料納入通知書の誤送付について
…執行部より説明あり
- (5) 広報編集委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 おはようございます。

新型コロナウイルス感染症が続いておりますので今までどおり、感染の対策として換気としてドアのほうを開放して、あとはアクリル板の設置をして実施いたしたいと思っております。

初めに議長より、ご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

会期末前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今日は会議事件が5つございますけども、ご協議のほどどうぞよろしくをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

事務局長 それではこの後の進行は議長のほうにお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席は17名であります。

欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中は連日、提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして慎重なるご審議を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となりますが、このたび、那珂市公園墓地管理料納入通知書誤って別の方の封筒に同封して送付してしまうという事案がございました。ご迷惑をおかけした方には、すぐに訪問の上、状況説明と謝罪を行いました。議員の皆様にはご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。引き続き、緊張感を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加として提出いたします議案2件と、先ほど申し上げました那珂市公園墓地管理料納入通知書の誤送付に関する報告案件1件に

つきましてご説明をさせていただきます。

それではご協議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会古川委員長より報告を願います。

古川議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和4年第3回定例会会期日程案についてであります。

執行部から議案2件が追加提出されました。明日最終日の定例会本会議において、日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和4年第3回定例会の会期日程案は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

次に、5月26日の全員協議会において、既に皆様にはご報告してあります委員会条例及び会議規則の一部改正につきまして、明日、議会運営委員会発議として上程しますのでよろしくお願いいたします。

次に、10月1日土曜日に開催いたします議員と語ろう会につきましては、各常任委員会で割り振りを決めていただいた結果、別紙のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議会改革度ランキングについてですが、こちらは既に結果のほうを議会事務局からラインワークスで皆様にお知らせしておりますが、那珂市議会は全国が314位。昨年の566位から上がっており、県内においても6位ということで、昨年の11位から上がっております。なお、今回の調査は昨年の12月末時点の状況で回答しているため、ICT化についての設問には導入予定としておりました。来年はタブレット導入による議会運営がさらに評価されるものと思います。

報告は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時07分）

議長 再開します。

続きまして、議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について執行部より説明を求めます。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の小田部です。ほか関係職員が出席をしています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは追加議案書の、議案第40号をご覧ください。

議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてご説明いたします。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を別紙のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月21日提出、那珂市長。

提案理由といたしましては、令和4年4月28日、菅谷地内交差点において発生した市職員が運転する公用車による接触事故及び令和4年5月10日に小学校敷地内において発生した、駐車場に停車していた車を損傷した事故について、それぞれ和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをご覧ください。

こちらは消防本部の案件でございます。

番号1、(1)相手方、記載のとおりでございます。(2)事件の概要、令和4年4月28日午前8時35分ごろ、市職員が運転する公用車が那珂高校へ立入り検査のため出向途中、那珂市菅谷2657番地1付近、国道349号上り追越し車線を走行中、上菅谷駅入り口交差点において右折レーンに停車中の相手方車両が追越し車線に進路変更し、公用車運転席側に接触したものであります。(3)和解及び損害賠償額、本件に係る過失割合は市が2割であることを双方が確認をしております。本件による相手方の損害総額は17万7,562円、その2割、3万5,512円を市が負担するものです。

次のページをお願いいたします。

(4)事故発生場所、那珂市菅谷2657番地1付近、国道349号上菅谷駅入口交差点、(5)相手方車両写真、(6)公用車写真を添付しております。

消防本部からの説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

学校教育課長 続きまして、学校教育課の案件について、ご説明をさせていただきます。

次のページになります。

番号2でございます。

相手方につきましては記載のとおりでございます。(2)事件の概要でございます。令和4年5月10日午前9時15分ごろ、横堀小学校敷地内において、学校用務員が刈払機を使用して除草作業をしていたところ、飛び石により作業場所に隣接する駐車場にとめて

あった相手方車両が損傷をしたものでございます。(3) 和解及び損害賠償額です。本件に係る過失割合は市が10割であることを双方が確認する。本件による相手方への損害賠償額は38万5,429円とする。

次のページをご覧ください。

(4) 事故状況図でございます。作業場所から3.5メートル程度離れた場所に駐車しておりました相手方の車両に石がはねまして、車両の後部のガラスが大きく損傷しております。また、テールランプや部品の一部なども損傷したものでございます。(5) 相手方車両の写真でございます。丸で囲んだところが、車両の後部ガラスが損傷した場所になります。

説明につきましては以上です。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

勝村議員 小学校、石はどのくらいの大きさだったの。かなり損傷が激しいんで。我々も草刈りやっているから。かなり大きかった。

学校教育課長 石は、はね返ってしまいまして、ちょっと確認できなかったので大きさまでは分かりませんでした。

花島議員 一遍に聞いていいですかね。まず先に、学校で起きたことなんですけど、刈払機はどんなものを使ったのか気になります。というのは、刈払機によっては石が飛びやすい、飛びにくいがあって、私も刈払機を使っているんですけど、はさみみたいに動くやつで、石がほとんど飛ばないやつ使っているんですよ。それは切れ味悪いし、メンテナンスも面倒だし、あと、センターが重いんで不便などあるんですけど、ただ、回転バー式みたいなやつとかひも式のやつに比べれば、周りの養生をしなくて済むんですね、ほとんど。ぜひそういうことも考えて指導していただきたいと思います。

それから、最初のほうの案件です。これ文章でちょっとおかしいと思うのは、追越しレーンにという言葉があって、これは追越しレーンじゃなくて中央寄りレーンというべきじゃないかと思うんです。追越しっていうと、追い越すときは右側のレーンを使っているのはルールがありますが、追越し専用じゃないわけですよ。だから、それ結構勘違いしている人がいるんですけど、中央寄りレーンとか書くべきだと思います。

それから、状況はよく分からないんですけど、その地図がありますね、相手方が来て、こちらのレーンに入ったっていうのは、相手は右折を最初していたように見えたんですよ。その後、一体何をしようとして、こうなったのがよく分からないんですよ。その辺の説明をお願いします。

消防本部総務課長 相手方車両につきましては、上菅谷駅のほうに曲がるために右折レーンにいたような形になっております。その車が、ご指摘ありました中央レーンのほうに左側

に戻ったような形でございます。

以上でございます。

寺門議員 そうしますと、これ、こちら市のほうの過失が2割ということなんですけども、ということは、前方不注意っていうのが入ってきちゃったということになるんですかね。

1対9っていうのがあるのかどうかちょっと分かりませんが、その辺は状況的にどうなんですか、これは。

消防本部総務課長 両方の車も走行をしているということで、過失割合が8対2っていう形になっております。

以上でございます。

寺門議員 市のほうの車両の損害がどれぐらいなんです。

消防本部総務課長 修理費といたしましては、30万1,180円になっております。

以上でございます。

君嶋議員 番号2番のほうでちょっとお伺いします。

除草作業で、先ほども出た石をはねて車に損傷を与えた。これは分かるんですけど、これからも草はまだ生えてきますよね。このときの除草をどういうふうに対応するのか考えをお伺いしたいと思います。

学校教育課長 今後の除草のやり方ですけども、学校長会のほうでも伝達をさせていただいたんですが、作業員につきましては学園に1人配置されていて、毎回その日の作業を学校と打合せしまして、やる場所を確認するようになってございます。その際に、車の付近だったり、そういった対象物があるような際は、移動して実施することや人通りのあるところなどについては、十分注意して今後実施するように伝達のほうをしたところでございます。

以上でございます。

君嶋議員 やはり除草する場所が決まれば、車を移動するとか、やはりきちんとそういう対応をしておいて、今後そういう事故がないようにしていただければと思います。

以上です。

笹島議員 また戻って1番、よくこれ俺も使っているんだけど。読売新聞のどこ、これ右曲がって上菅谷駅のほう行くんでしょう。役所のあれは右側の2車線になっているからね、右側を真っすぐ行こうとしたわけでしょう。それが戻ってきちゃったの、ウインカー出して。それは150%まずいんじゃない向こうが、違う。そんなの普通はあり得ないよ道路交通法上、もう右に曲がっているのがまた戻ってくるってあり得ない。普通、我々も間違ったというときは、右曲がっちゃうじゃないですか。これどうなっているの、警察呼んでいるんでしょうけど。

消防本部総務課長 ただいまのご指摘のとおり、公用車に関しましては中央寄りの車線を水戸方面に直進しておりました。ご指摘の通り右折レーンにいた相手方の車が中央寄りの車

線に左側に出てきたような形になっております。

以上でございます。

笹島議員 そうじゃなく、これ警察のほうはどういう話してんのこれ。

消防本部総務課長 事故発生当日すぐに警察のほうに依頼しまして、現場に臨場して事故のほうの検証をしていただいております。

以上でございます。

笹島議員 話途中で終わらないでもっと続けなきゃいけない。私の質問のところ。

消防本部総務課長 事故を起こしました職員からの話では、警察官のほうからは直接相手方のどうのこうのっていうお話はいただいてないという回答をもらっております。

以上でございます。

笹島議員 これ道路交通法違反じゃないですか。だって右曲がるものが、左曲がってということとはあり得ない話であって、向こうがペナルティー、こっちはペナルティーはないわけでしょう。そのままの車線で走っているわけですから、向こうは右車線のほうに寄って、方向指示器も出してスタンバイしているわけでしょう。それが戻ってくるということは150%こっちがないわけですよ。保険会社はどういうふうになっているの、これ。

消防本部総務課長 ただいまご指摘のとおり、イメージとすれば、ぶつけられたっていう解釈がちょっと頭によぎるところがあるんですが、やはりこちらの公用車につきましても、進行しておりましたので、保険会社の解釈といたしましては、8対2という形になっております。

以上でございます。

武藤議員 過失っていうのは別にゼロならなければいいんであって、僕としては95対5ですよ。なぜかというとならぬ公用車のぶつかっている位置が運転席よりも前のほうだったら、目が前にあるので見えます。しかしこれ、自分の目より後ろの方向をぶつけられているんだから、幾らこれ走行中とはいえ一般的な解釈としては、95対5ぐらいでやってもいいと思いますよ。別にこのお金が保険のほうから出るから、そういう問題は別として、今後の方向性としては95対5が適切な判断だと思います。いかがですか、その辺りのところもう1回交渉してみたらどうですか。

消防本部総務課長 この件に関しまして、保険会社のほうにも市の担当課でもいろいろ確認をしていただいたところではあるんですが、私もちょっと納得できない部分がございます。保険会社とかにはいろいろやりとりをやらせていただいたんですが、やはり両方の車が動いていたっていうことで、8対2ということの回答をいただいております。

以上でございます。

武藤議員 結果として、報告関係だからこれはやむを得ないんですけど、今後の方向性として、いくら走っているとはいえ過失というのは5%でも過失には走っていれば仕方がないんですから、今後このような問題については善処していただければなと思います。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時25分）

議長 再開します。

続きまして、議案第41号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について執行部より説明を求めます。

人事案件でありますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

総務課長 総務課長の会沢でございます。ほか関係職員が出席しております。

よろしくをお願いいたします。

それでは、全員協議会資料の議案第41号資料をご覧いただきたいと思っております。

あわせて、議案第41号のほうもご覧いただければと思っております。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由でございますが、那珂市固定資産評価審査委員会の平山正勝委員が、令和4年6月30日をもって、任期満了となることに伴い、引き続き同委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

全員協議会資料のほうに経歴等が載っております。任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となっております。

説明は以上になります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

ございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

追加議案についての説明は以上となります。

ただいま説明がありました追加議案の質疑討論の通告締切りは、本日の5時までとなりますので、ご承知おきををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

議長 再開します。

続きまして、令和4年度那珂市公園墓地管理料納入通知書の誤送付について 執行部より説明願います。

市民生活部長 市民生活部長の玉川でございます。

このたびは、私どもの確認不足によりまして、公園墓地管理料の納入通知書を誤って送付し、個人情報情報を漏えいさせる事態になりました。関係された方を初め、市議会の皆様、そして、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけすることになりましたこと、深くおわびを申し上げます。

今回の事案はあってはならないものであり、担当部長として重く受け止めているところでございます。今後このようなことがないよう、確認作業の強化と情報管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名が出席しております。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料の令和4年度那珂市公園墓地管理料納入通知書の誤送付についてをご覧ください。

説明させていただきます。

令和4年度的那珂市公園墓地管理料納入通知書の誤送付により個人情報の漏えいがございました。

1、判明までの経緯でございます。6月1日に、公園墓地管理料納入通知書の発送作業を開始いたしました。9日に作業を終了いたしまして、10日に発送する方の一覧表とでき上がった封筒の宛名を突き合わせたところ、3名分が足りないことが判明いたしました。同日に3名を特定いたしまして通知書を追加作成して発送いたしました。14日に環境課窓口の来庁者によりまして、封筒に別人の通知書も入っていたとの届出がありまして、誤送付が発覚いたしました。窓口へ届出いただいた別人の通知書につきましては、10日に追加作成した3名のうちの1名分でありましたので、残りの2名分についても誤送付の発生可能性が高いことが判明したものでございます。2、原因でございます。通知書を発送する方の一覧表と封筒の宛名の作業におきまして、封筒のない3名を特定した際、不足した原因を調べず、具体的には、二重の封入のチェックをせずに3名分の通知書を追加作成して郵送してしまいましたのが原因でございます。3、判明後の対処でございます。14日に発送作業に従事した者に作業手順等を確認しております。また、誤って封入された可能性があると思われる方、具体的には、名簿の前後の方になるんですが、その方へ電話にて確認をいたしました。15日には、漏えいのあった1名様と、そ

の可能性が高い2名様のご自宅を訪問しまして謝罪と状況説明をいたしました。16日にはプレス発表と通知を発送した全員に、封筒の中の確認をお願いする文書を送付いたしました。4、再発防止策でございます。通知書発送作業におけるチェック体制になりますが、具体的にはマニュアルの詳細な見直し、作業過程ごとのチェックリストの作成、作業員以外の職員によるダブルチェックなどチェック体制を再度徹底いたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

花島議員 まず質問なんですが、封筒というのは、封筒に宛名書きがなくて、一部が中身が見えるようになっている形式ですか。それで、それと9日に封入って書いてありますが、これはもう閉じちゃった。その辺を確認したい。

環境課長 封筒でございますが、いわゆる窓あき封筒でございます。中に入れた通知書の住所、氏名が外から見えるといったものでございました。9日には封をしてしまったという形になります。

以上でございます。

花島議員 私も事務ミスが非常に多い、自分で言うのなんですが。それで最近っていうか前からですけど、どういうときミスが起きるかというやはり急いでいる時ですよ。それからやり方が、何かよく分かってないときとかに起きます。ですから何ていうんだろう、せかせかやらないようにというのは大事ですね。あと、よく緊張感を持つてというんですが、緊張感の問題じゃないと思っています。この件では、3通足りないってことが分かった時点で、足りないところの前後を見るのも大事ですけど、封筒の重さ測れば違いがすぐ出たはずですよ。ですから、せいぜい0.1グラム単位ぐらいまで測るスケールでもいいですが、何かのときには開けずに分かるような手段を今後のマニュアルの再検討の中に検討していただきたいと思います。

以上です。

古川議員 ちょっと確認です。3名未発行の方がいると思って再発行しちゃったんですよ。だから二重になっちゃったってことでしょうか。その発行というのは何か機械でやるわけでしょうか。それって名前の順か何かで出てくるんですか。

環境課長 名前の順というわけではなく、公園墓地2か所あるんですけれども、登録順という形になってございます。

古川議員 登録順ということは登録番号というのはそれぞれ持っていて、Aさんの次はBさん、Bさんの次はCさんっていうのは当然分かっているわけですね、番号があるってことね。であれば、再発行した、例えばBさんの通知書をAさんもしくはCさん、つまり前後の方に入れちゃった可能性がないですか。つまり発行はそういう形が出るわけでしょうか。

それを1枚ずつこう入れていくわけでしょう。そのときに2枚重ねて前後の方がどちらかに入れちゃったんじゃないかっていうふうに思うんですけどその辺はいかがでしょう。

環境課長 折り方につきまして、今回、紙折機を使用しておりました。紙折機につきまして、上のほうから折っていくわけなので、通常でありますと、その前後という形になってございますが、こちらのほうとしましても今回、持ってきていただいた方、窓口にいらっしゃった方が、実際前の方で、次の方の分が入っていたという形になりましたので、ほかの2名も、前後の方ではないかという予想を立てまして、1人当たり前後2名ずついらっしゃいますので、残りの2通、合わせて4名の方にご連絡差し上げたんですが、それにつきまして3名の方が入っていなかったという結果になりましたので、1名の方は今接触中でございますのでまだ分からないんですけども、3名の方になったということは、1名の方につきましては、その前後には入らなかったという形になってございます。先にご説明差し上げました紙折機を使用したという形で、紙折機から出てきたものをまとめた際に、例えば、ずれていて、1枚1枚紙折機で折ったんですが、それをまた合わせた際に、どこか違うところの間に入ってしまったと考えまして、全通知者に中身の確認をしてくださいというお願いの文書を送った次第でございます。

古川議員 分かりました。そのほかの2名の方も前後どちらかに入っていたんであればそういうことなんだろうと思うんですけど、いずれにしても、再発行した3名の方の通知書がないということが判明して再発行したわけですね。そのときにそういう予測っていうか、想定して、前後の方は封入して、のり付けした後だったとしても、そこがやはり開けて確認してやれば、解決できたのかもしれないけど、今の話前後の方に入らなかったということですから、また別の問題なんだろうけども、そういうことも、今後の対策として考えていただきたいなというふうに思います。送って判明したから考えるじゃなくてね。少なくとも3枚足りなかったことは事実なわけだから。そのときに、やはり、なすべきことがあったのかなというふうにちょっと思いましたんで、よろしく願います。以上です。

笹島議員 これあれですよ。毎年1回この管理料というのは発送してんだよね。これ人数いつも一緒でしょう、1,560人。

環境課長 墓地使用者が年間大体10名ぐらいつつ増えたりはしておりますので、若干、前年度とは差が出ておる次第でございます。

笹島議員 ちょっとそんな難しい作業じゃないですよ。増えた分だけあれしてるということであって、金額的には大体、区画もそんなに違わないから今幾らとは聞かないけどさ、大した金額じゃないんでしょう。いくらかな、これ。

環境課長 区画におきましては、3種類ございまして、5平米が年間管理料2,700円、7平米が3,780円、10平米が5,400円となっております。

笹島議員 ちょっとこれ、難しい話じゃないですよ。ですから、これ今回イージーミスだと

思うんですけど、10名くらい増えていって、固定したあれで金額も3種類しかないって
いうことで、ちょっと、そんなに気つかわなくてもいいと思うんですけど。普通どおりに
やっていけば、金額大きくないからねこれね。4,000万円じゃないからね。ですから、
頑張ってください。

寺門議員 ちょっと個人情報なので、しっかり神経を使ってやっていただきたいと思うんです
けれども。これ3名分が不足していたよと分かった時点で、なおかつ納入通知書を追加
作成し発送をしたと。これ誰がオッケーしたんですか。

環境課長 追加発送の郵便局に発送依頼をかけるときには、私が許可をという形なんですけれ
ども、3名分の不足があって発送という形は、そのときは、報告を受けておりませんで
したので、私がそのときに、経過報告なり何か担当のほうから何かあったかというよう
なお話でも一言声かけをしていけば、担当のほうから話すタイミングがあったと思われ
ますが、私が声をかけずに、できたので送付という形で発送許可をしてしまったもので
ございます。

以上でございます。

寺門議員 担当から不足という報告があったんですか。今の話だと追加発送し作成して送りま
した。全然課長はノータッチですよ。チェックしてないですよ。そこなんですよ。
要は、再発防止策も書いてあるんですけど、納入通知書発送におけるチェック体制を
再度徹底し再発防止に努めますと書いてあるんですが、このままだと、また同じことが
起きますよね。誰もチェックしてないんだから。これは普通送っちゃ駄目でしょう。3
通不足しているんだから、あとは全数確認ですよ、手間暇かかろうとね。さっき花島議
員からグラム計があるんで、それで測るとそれは早いと思いますけれども、やはりそう
いうことをきちんとやらないと、だって、個人情報ですよ。これ納税通知書だったらど
うなんです。たまたま、公園墓地の管理料だったらいいっていう話ではないですし、
その辺だと思うんですよ。皆さん全然チェックしてない。これ駄目ですよ、基本的に。
何でチェック体制があるって書いてあるんですか。今もう徹底したら、またミスも起き
ますよって話じゃないですか。これどういうふうに変えたんですか。

環境課長 当初チェック方法、こういった形でという、封入作業の形の中に、足りなかった場
合という形でのチェックリストといったものがなかったというのがありますので、再度
封入前に確認とかそういう基本的な事柄を再度入れまして、担当だけではなく、ほかの
関わった以外の職員にも、チェックを行い、さらにダブルチェックをかけるというこ
とで、今後対応していきたいと考えております。

寺門議員 チェック体制っていうか、マニュアルそのものがなかったわけでしょう、発送のと
きにね。これもう最初、納入通知書と台帳で、まず納入通知書ができあがったらチェッ
クですよ。それが1回目で封入の後、もう一遍台帳とチェックですよ。あとは封入
して、枚数だけ数えれば1,560通あればオッケーで、郵便局出しましょうっていう話なん

ですけども、そのときは課長がチェックして漏れがないねっていう、きちんとチェックをしなきゃいけないですよ、先ほどの話とその辺2回3回みんな漏れちゃっているんで。仕事を任せて、あと管理はしないっていう話になっちゃっているから、そこなんですよ。それがずっと同じだから、同じミスが起きるんですよ。これ、ケアレスミスっていうかね、イーgerミスではないです。体質的にそういうあれありますよ。だって、今までも何件目ですか、5回目ぐらいですよ。だから、金額の多寡ではない。基本的にきちんとチェックをする、マネージャーがチェックをしていく、二重三重やるという話ですよ。今マニュアルができました。やりますって言っても、きちんと見てください。何で私はしつこく言うか、個人情報ですからね。何回も言うようだけど、そこなんです。きちんとやってください。

花島議員 さっき意見を言いましたけど、件数が1,000何百件ですよ。だから、寺門議員が言ったこととちょっと違うんですが、単純にダブルチェックといたって、どっかで抜けて、システム用語ではシングルポイントフェイラーっていうんですけど、ここを間違ったらアウトっていう場所があるんですよ。ですから、件数のことも考えて、マニュアルを検討して、方法論を検討していただきたいと思います。

よろしくお願いします。手間ばかり増えてもしょうがないんでね。

武藤議員 この件なんですけども、これ税務課とか社会福祉課とかのほうでも、各住民に対して、膨大な量の納付書を送っていますよね。その辺りのシステムと公園墓地の請求をする、このシステムっていうのに違いはあるんでしょうか。

環境G長 基本的に住民基本の関連する情報とはまた別のシステムになっております。こちらは環境課のほうで使用していたものが霊園墓地管理システムというものになっておりまして、また別のものとなっております。

以上です。

武藤議員 いずれにしても、一般市民として市から受け取るものは、どういうシステムで起ころうか、例えば第3業者に委託していようか、市からの納付書が来ればみんな素直に払っちゃうと思うので、このあたりやはり、もうちょっと税務課あたりと情報を共有しながら、間違いないようなシステムを構築すべきだと思うが、今後いかがでしょうか。

環境課長 こちらでできる限りその間違いないシステムと誤送付をしないようなシステムという形で考えていきたいと思っております。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。

執行部は退席願います。

ご苦労さまでした。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時51分）

議長 再開します。

続きまして、広報編集委員会原田委員長より報告願います。

原田議員 広報編集委員会より、議会だよりの特集記事について、過去に取材を受けた方よりご意見があったものについてご報告申し上げます。

議会だよりの平成29年4月21日発行の第53号のスポーツ少年団の特集記事について取材を受けたご本人より、ホームページに掲載している議会だよりの掲載記事の中の名前及び写真の削除依頼があり対応について広報編集委員会で協議しました。

協議の結果、今回は、当人の意向どおりホームページに掲載されている写真とお名前の削除を行いました。また今後、同様のケースがあった場合、どのようにするのが適当なのか、取材の方法も含め弁護士に相談いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。弁護士の見解といたしましては、事前に本人に写真や名前の掲載があることや、印刷前の原稿内容を確認してもらっていることから、広報編集委員会の取材の段取りとしては問題ないとのことでした。ただし、現在、自己情報コントロール権について議論が進んできており、この権利が認められてもよいという風潮になってきているとのことです。そのため、当時掲載に了承したものであっても、できるだけ本人の意思が尊重されるべきであり、今回の広報編集委員会の対応としては妥当なものであると回答をいただきました。

また、弁護士により、今後、取材をする際には、ホームページに掲載されることなどについて説明し、同意書をもらうことや、3年、5年などの一定の期間を経過したら、削除するというのも一つの方法であるとのことでした。弁護士の見解を含め、今後の対応について、広報編集委員会で検討した結果、取材の際には、今までどおり、名前や写真の掲載について了解をいただくとともに、ホームページで長期間掲載される旨を十分に説明することといたします。ただし、ホームページの記事を一定期間、経過後に削除することは、掲載期間の設定等が難しいことから、当人からの申出とかあった場合に、その都度対応することといたしました。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

花島議員 削除の要請があった理由は何か、どういう理由でっていう話があったのでしょうか。

原田議員 当時はご了承いただいていたんです。それが何年か経って、ご本人の事情がいろいろと変わってきてしまったことや、インターネットで自分の名前を検索すると、議会だよりが出てきてしまって、そこへつながってしてしまうのが状況も変わった状態でちょっとそれは自分としてはどうかしてほしいというご依頼です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですのでこの件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしく願いいたします。

続きまして、その他になります。事務局から説明があります。

事務局長 それでは、事務局のほうからご報告いたします。

まず、申し合わせ内規の一部変更になります。本日は資料として配付しておりますけれども、冒頭委員長からもありましたように、オンライン会議の件で委員長、委員会条例会議規則等を見直していたところ会議規則またはその申し合わせ内規のほうで、地方自治法の引用条項の番号等があるんですけども、これの誤りが発見されましたので、この番号について訂正するものでございますのでよろしくお願いいたします。

それから、各常任委員会の委員長報告でございます。各常任委員会の委員長報告につきましては、委員会終了後、各委員会の結果についてまとめたものを皆さんのほうにファクスのほうで今まではお送りいたしておりましたが、今後は、タブレットの第2回定例会のフォルダの中に配信することにいたしました。現在配信しておりますけれども、ページをまとめて送付してありますので、令和4年第2回定例会の中に委員長報告がございまして、これに3常任委員会の委員長報告をまとめて記載しておりますので、個別に報告を掲載しているわけではありませんので、ちょっと探す時に探さずらいかもしれませんが、委員長報告のところ、まとめて3常任委員会の委員長報告のほうを掲載いたしましたので、ご確認のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それから、ひまわりフェスティバルでございます。今年は8月27日に実施するというところでございます。ただし、詳細についてはまだ決定はしていないんですけども、時間の短縮または規模の縮小という形で実施を想定しているようでございます。今回は那珂市議会のほうも、ブースのほう店のテントのほうは出さないということで、ご了承いただきました。今回、また横手市のほうに確認したところ横手市議会のほうでも、今回は来たいということでございますので、一応前日から横手市議会のほうでも、こちらのひまわりフェスティバルのほうに参加するということで来るということでございますので、前日の夜につきましては那珂市議会との懇談会ということを設定しておりますので、参加者といたしましては、正副議長と、議会運営委委員会の委員長と、そのほか各常任委員会の委員長ということで懇談会のほうを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。時間と場所等については後日またご連絡いたします。

それから、7月の全員協議会でございますが7月26日の火曜日の午前10時から実施する予定でございます。通知についてはまた後日、送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

それから、当初の議案に対する討論でございますけれども、討論の締切りが今日の

正午まででございます。本日追加議案の質疑、討論については今日の午後5時まででございますので、よろしくお願いいたします。

報告事項については以上でございます。

議長 この件については以上といたします。

以上、全ての議事は終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前11時01分）

令和4年7月8日

那珂市議会議長 萩谷 俊行